

別表第六 粒子状物質排出基準(第三十七条関係)

自動車の種別	測定の方法	自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度	
		平成十五年十月一日から平成十七年四月一日以降の知事が別に定める日の前日までの間適用するもの(知事が別に定める日=平成一八年四月一日)	平成十七年四月一日以降の知事が別に定める日から適用するもの(知事が別に定める日=平成一八年四月一日)
一 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	十・十五モードによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇八グラム	一キロメートル走行当たり〇・〇五二グラム
二 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が千七百キログラムを超え二千五百キログラム以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。)	十・十五モードによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇九グラム	一キロメートル走行当たり〇・〇六グラム
三 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であつて、車両総重量が二千五百キログラムを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員十	ディーゼル自動車用十三モードによる測定	一キロワット時当たり〇・二五グラム	一キロワット時当たり〇・一八グラム

人以下のもの及び 二輪自動車を除く。)			
------------------------	--	--	--

備考

- 一 十・十五モードによる測定とは、自動車が車両重量に百十キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)別表第三の上欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の質量を測定する方法をいう。
- 二 ディーゼル自動車用十三モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第七の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。